

官報

号外 昭和二十四年五月二十五日

第五回衆議院會議錄第三十八号

昭和二十四年五月二十四日(火曜日)

議事日程 第三十六号

午後一時開議

第一家畜商法案(小笠原八十美君外十五名提出)

第二 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第五 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第六 大蔵省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第七 司法試験法案(内閣提出、参議院回付)

第八 地方自治廳設置法案(内閣提出、参議院回付)

第九 経済安定本部設置法案(内閣提出、参議院回付)

第十 運輸省設置法案(内閣提出、参議院回付)

参議院回付)

第十一 農林省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第十二 特別調達廳設置法案(内閣提出、参議院回付)

第十三 總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

●本日の會議に付した事件

主食の配給掛賣並びに運配欠配等に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

硫化鉍鉍山ストライキに関する緊急質問(高橋清治郎君提出)

日程第一 家畜商法案(小笠原八十美君外十五名提出)

日程第二 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

日程第四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第五 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

統計法の一部を改正する法律案(本院議決案)

日程第七 司法試験法案(内閣提出、参議院回付)

日程第十三 總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

午後二時二十五分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより本日の會議を開きます。

主食の配給掛賣並びに運配欠配等に関する緊急質問(戸叶里子君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、戸叶里子君提出、主食の配給掛賣並びに運配欠配等に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

主食の配給掛賣並びに運配欠配等に関する緊急質問を許可いたします。戸叶里子君。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私は、賃金労働者の日常生活に重要な関係を持つ主食掛賣り実施、運配防止及び一部保有農家に対しての配給制限等、人間生存上きわめて重大な主食の問題に対して、政府の所信をただしたいと思つてあります。人間が生きて行く以上、食糧の問題は最も大切であります。終戦後、十分とは言えないまでも、徐々に食糧問題が解決しつつあることは、まことに喜ばしいこととあります。しかし、マル

昭和二十四年三月三十一日

公の引上げ等による物價の高騰につれて、台所經濟を担当する主婦のやりくりの苦しみは、とうていお話になりません。憲法において、すべて國民は最低限度の文化生活を営む權利は認められておりますが、實際問題として配給の主食すらも十分買えない状態にあるのであります。主食は四日から一三%の値上りで、五人家族、十日分の配給は千円近くもしております。従つて、配給はありがたいが、米屋さんの声を聞くと、からつぽの財布をかかえて裏口から逃げ出さなければならぬと述懐する主婦や、一枚ずつ贅物をはいでいられる間はまだまだであつたが、このごろでは、はぐ贅物もなく、自分の血を輸血用として賣りながら生活している、こんな生活がいつまで続くか、まことに心細いと、涙を流して語る未亡人がいることを考えましたときに、同じ台所のやりくりで苦しんでいる私どもも、この窮狀救済に対して何とかできないものであらうかと、日夜頭を悩ますものであります。

政治というものは、實際生活と密接に結びつかなければなりません。生活を離れて政治はなく、政治を離れて生活はないことを考えましたときに、まず配給の主食を確保できるくらいな生活が保障される政治こそ望ましいものであります。(拍手)貿易振興のために二千億からの莫大な補給金が國民の税金から支拂われているのにもかかわら

ず、國民の直接の飢餓を救うがために必要な主食の掛買りに對して政府の責任ある対策が考慮されないといふことは、あまりにも生活窮乏の現実を無視した態度ではありませんか。貿易振興に補給金を拂うことも必要ではあります。國民の日常生活における生存を確保するため、主食購入に際しての掛買りを認められる施策が講じられなければ、政治があまりに物的な面にのみ偏し、人間生存の保障と擁護の面において冷淡であると國民の怨嗟を買ひおそれがあるのではないかと。〔拍手〕

從つて、この際大藏大臣、農林大臣はこれに對する何らかの立法的処置を講ずる意思があるかどうかをお伺いする次第であります。

四月十日の本議場において、資金未拂いの問題に關する緊急質問が提出されましたときに、わが党の前田議員よりも、資金の不拂いの続く間における主食の前渡し、もしくは掛買り制度によつて主食を確保してやる用意があるかどうかと尋ねられたのであります。が、これに對して厚生大臣は、資金の担保價值を認定しなければならぬが、この認定は不可能と思ひ、もし掛買りして資金が支拂われず、資金の取立ができぬときは公團の経営を健全にするに答へられておるのであります。しかし、働く者がその労働の報酬として賃金を得ることは當然でありましてがゆゑに、資金を担保としての掛買

り、技術的にその操作を考慮するならば、できないことはないと思ふのであります。〔拍手〕要は政府の誠実の問題であります。資金は不拂いだ、分割拂いだ、しかし主食は現金で買わなければならぬ、このように、政府が國民に對する義務を果さず、國民にのみ義務を強要するといふことは、何と云ふ無責任なことでありましょうか。〔拍手〕國民は、國家財政の苦しいことはよく知つております。しかし、資金を十分にもらわなくては主食を買ひこことはできず、主食を買ひこずには生きて行くことはできず、腹が減つては働けないのであります。しかも、主食をただでもらうといふのではなくて、一時立てかえてもらつて拂うといふこの掛買り制度が、どうして悪いのでありましょうか。掛買りそのものに悪い点があつたとするならば、その点を明確に指示していただきたいと思ひます。もちろん政府にとりましては、ずいぶん煩瑣なことでありましょう。しかし、國民の最低の生活権を確保してやるために、一刻も早くこの制度を立案施行すべきであります。

最近またまことに悲しむべきことは、全國的に見まして部分的ではあります。運配の現象が現れて來つたあります。お腹がすいたと泣く子をいたわり切れないで親子心中をする例がたくさんありますが、今から運配の現象が現れるならば、來るべき端境期

を運配なしに切り抜けるかどうかが、まことに危惧するものであります。政府はこの際はつきりと、今現われつつある運配の原因と、端境期を運配なしに乗り切れる自信があるかどうか、もしあるならば、それを今國民の前で表明していただきたいと思ひのであります。

もう一点は、一部保有農家に対する配給制限の問題であります。農村におきましては、老人から子供に至るまで、男女をあげて食糧の増産に励み、営々として働いてゐる姿は涙ぐましくものがあります。汗の結晶として供出された食糧を都會の消費者は配給されておるわけでありすが、この食糧をつくる大もの農家において、働く人間の食糧が十分でないといふことは、とうてい食糧の増産をしてもらうことはできません。すなわち農村におきましては、採供出をしてしまつたり、配給の制限をされておるために、米をつくつておりながら食べる米もな少いといふ現象を來しておるのであります。近く田植も近づいております。田植のときには人手も頼まなければなりません、また平常よりは多少の食糧のゆとりもほしいのは無理からぬことであります。農家の人々が食物

がないために食糧の増産に励むことができないかたつたといふ結果を生み出さぬように、かつまた安心して田植を無事に終了できるよう、政府は責任を持つて手当米を配給すべきであります。が、これに對する政府の所信をただしたいと思ひのであります。

われわれの生活を少しでもよりよくする政治、その第一歩として、小くとも以上の三点は政府が責任を持つて解決すべき問題であります。がゆゑに、誠意ある答弁をお願いする次第であります。〔拍手〕

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕
○國務大臣(森幸太郎君) 戸叶さんの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。政治、行政のことについては御研究に當んでおられることと存じますが、政府が公團を組織して物を配給いたしております場合には、これを掛で賣るといふことは、営業でない立場としてでき得ません。政府は資金を持つて現金で農家から米を買ひ入れて、そして公正な配給をいたしておるのであります。これを掛買りするといふことは、政府の事業といたしましてはでき得ないのであります。お述べになりました事情のあることはよく察知いたしますが、それかと申して、公團が肥料も掛買りするわ、食糧も掛買りするわといふことは、法制の上からできないのであります。

〔戸叶里子君登壇〕
○戸叶里子君 大臣の皆様方は、家庭の事情にたいへんうといと思ひのであります。私も、その支拂ひに非常に困つておりますから、御家庭へお帰

りになつて、まず家庭でお聞きになつていただきたいと思います。昨日も多くの人たちが私どものところに陳情に参りまして、実際にそこに米が置かれておるけれども、それすらも買えない、どうしてこの窮状を救つてくれないのであろうかといふことを言われましたときに、私はあえてここに立たざるを得なくなりまして緊急質問したのでありますが、今のお答えに對しまして、私は何も考えていただけないうことに對して非常に不満であり、かつまた台所を担当する主婦の人たちが失望し、非常に怨嗟を抱くであらうと思ひます。

掛寶りといふ言葉に對しましては、國有財産法の第三十一條の規定にもありますように、遅拂い——支拂いをして延ばすといふことであります。聞くところによりますと、公團にはたくさんのお金があつておつて、これに對して、多くの金融家の人たちが、これを借りようとしてゐるということも聞いております。なおまた、ある公團におきましては、もしも政府で何とか認めてくれるならば掛寶りしてもかまわないといふ公團もあるやうであります。そうした実情をよくお調べになりまして、末端のことをよく御研究になりました上で、もう一度掛寶り制度といふものに對してお考え願ひたいといふことを、私は要望するものであります。

であります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 農林大臣からのお答えはあります。——お答えはあります。

硫化鉍山ストライキに関する緊急質問(高橋清治郎君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、高橋清治郎君提出、硫化鉍山ストライキに関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

硫化鉍山ストライキに関する緊急質問を許可いたします。高橋清治郎君。

〔高橋清治郎君登壇〕

○高橋清治郎君 私は、硫化鉍山における出荷ストライキに關しまして、商工大臣と労働大臣に質問をいたしたいと思ふのであります。

本年度における肥料の生産並びにその配給の状況はきわめて順調に進展しておるということをお聞きまして、私は非常に喜んでおつたのであります。しかるに驚くべきことには、去る五月十九日より、全國における五十三の指定鉍山が、柵原を初めとして大半の硫化

鉍山が、その硫化鉍石の出荷ストライキ並びに硫酸の出荷ストライキを執行して、今日なお続行されつゝあるのがあります。しかして、このストライキは、五月二十五日までには労働協定のつかない際には、さらに五月二十八日から無期限のストライキに突入するといふことを、労働側は聲明しておるのであります。もしかくのごとき最悪なる事態に立ち至りましたならば、硫酸肥料の基礎資材であるところのこの硫化鉍石の供給の道は絶たれて、いわゆる化学肥料工場は休止のやむなきに至るのであります。そして、ひいては食糧増産の減退といふことをわれわれは明らかに予測することができるのであります。

現在全國におけるところの肥料工場の硫化鉍石の保有量は、わずかに一週間分よりほかないといふことであります。なおこの上にこのストライキが続行いたしました際には、皆様どうなるでございましょうか。この化学肥料工場の休業が——もはや今日、すでに化学肥料工場には休業した工場が一部にあるのであります。この上ともさらに続行した際には、全國におけるところのいわゆる硫酸工場十九工場並びに過燐酸肥料工場二十三工場、その他硫酸工場、合計六十六の工場は閉鎖し休業するの事態に至るのであります。かかる重大なる事態、この緊迫せる事態に到着いたしました際には、わが國

における肥料工場が休止の状態に陥るばかりではなく、これを利用してところの全國における農民に対する重大な問題であり、またその結果といたしまして、わが國の食糧確保といふことにつきましても重大なる事態に及ぶのであります。かかる重大な問題に對しまして、一対当局はいかなる対策をなしたのであるか、またいかなる対策を講ぜんとしつゝあるのであるか、これに對しまして、商工大臣並びに労働大臣の誠意ある回答を私は要望するものであります。

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕

○國務大臣(鈴木正文君) お答えいたします。

硫化鉍の争議が肥料の問題を通じて重要な意味を持つておるといふことにつきましては、まづたく同感であります。政府におきまして、この争議に對しましては特別の考慮を拂つておるのであります。決して漫然放置してゐるわけではないのでございませう。ただ、このストライキの根源は、一つは貸金補給金の制度のなくなつたあとにおける貸金形態をどういふふうに確立するかといふ問題のほかに、ただいま指摘せられました硫化鉍とか一連の金属の價格の問題、あるいはそれらの輸入の問題等の鉍業政策と密接に連絡した形でもつてこの争議が起きて來ておるのであります。現段階におきましては、むしろあとの要素の方が解

決のかぎであるように考えるのでございませう。従ひまして、この争議は、すでに二十日から中労委のあつせんによつて解決するといふ労働問題解決の一般的方式に移してはおりますけれども、同時に、今申しましたような政策の面に重点がかかつて來ておるといふ観点からいたしまして、商工省當局、安本當局とも十分の協議をいたしまして、ストライキが解決の方向に向き得るやうに鉍業政策の面において政府がなし得る最大限を傾けるべく、これが中労委のあつせんを援護してゐる次第でございませう。

見通しにつきましても、將來のことでありまして、明確なことを言ひ切ることはできませんけれども、こういふ鉍業政策による援護と中労委の努力とによりまして不日この問題が解決し得る見込みを持つてゐる次第でございまして、なお一兩日、中労委のあつせんと努力とにまちたいと存じております。(拍手)

〔政府委員有田二郎君登壇〕

○政府委員(有田二郎君) 硫化鉍は、岡山縣の柵原と、岩手縣の松尾鉍山、この二つが全國の約三分の一以上硫化鉍を生産しておることは、皆さん御存じの通りであります。そのうちの岩手縣の松尾鉍山は、まだ出荷ストに入つておりませんので、東部の方は目下心配はないのであります。西部におきましては、岡山縣の柵原その他が

出荷ストをやつておりますために、關西方面の肥料工場は、田植時期を目前に控へまして、まことに憂慮せられる状態にあるのでありまして、商工省といたしましては、かねて努力中であり

ます硫化銨の價格の改訂を急ぎ、合理的經營を促進させ、硫化銨銨山の賃金問題の解決に資したいと考えまして、一日も早く肥料の生産に悪影響のないように最善の努力をいたしつつあるものであります。しかしながら、これらの銨山は、單に硫化銨だけの問題でなくして、先般、五月二十一日、本院におきまして金屬銨工業の振興に關する決議案を御決議になりましたけれども、まづたくこの面におきましても、非常にこれらの銨山は經理的に困りになつておられるのであります。従いまして、商工省といたしましては、これらの資材につきまして、あるいは輸出その他の点につきまして努力をいたしておるのでありまして、先般も銅約三三三三噸輸出の關係方面の許可を得たのであります。こゝういふような方面からの經理も促進させ、さらに硫化銨の價格の改訂を急ぎまして、すみやかにこの爭議の解決に資したい、かように考えておる次第であります。(拍手)

第一 家畜商法案(小笠原八十美 君外十五名提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、家畜商法案を議題といたします。委員長

の報告を求めます。農林委員理事山村新治郎君。

家畜商法案
家畜商法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、家畜商について免許制度を実施することにより家畜の取引の公正を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいい、「家畜商」とは、次條の規定による免許を受けて、家畜の賣買若しくは交換又はそのあつ旋(以下「家畜の取引」と総稱する。)の業務を営む者をいう。

(免許)

第三條 家畜商にならうとする者は、千円をこえない範圍内で省令を定める手数料を納めて、その住所を管轄する都道府縣知事の免許を受けなければならない。

都道府縣知事は、前項の免許の申請があつたときは、その者が次條各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく免許を與えなければならない。

(免許を與えない場合)

第四條 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 この法律又は家畜傳染病予防

法(大正十一年法律第二十九号)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けないことが確定した日から一年を経過しない者

三 第七條第一項又は第二項の規定による免許の取消(家畜商からの申請によるものを除く。)があつた日から二年を経過しない者。但し、本條第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。

(家畜商名簿)

第五條 都道府縣に家畜商名簿を備え、家畜商の免許に關する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六條 第三條の免許は、家畜商名簿に登録することによつて與えられる。

2 都道府縣知事は、第三條の免許を與えたときは、家畜商免許証を交付する。

(免許の取消及び業務の停止)

第七條 家畜商が第四條第一号若しくは第二号に該当するとき、又は家畜商から申請があつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 家畜商が左の各号の一に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定め

てその業務の停止を命ずることができる。

一 第十一條の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなく引き続き一年以上家畜の取引をしないとき。

3 都道府縣知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該家畜商に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、聽聞をしなければならない。当該家畜商は、聽聞の場所において意見を述べ、及び証拠を提出することができ。

(免許等の効力)

第八條 第三條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府縣に及ぶ。

(免許の申請手続等)

第九條 第三條から前條までに規定するものの外、免許の申請、家畜商名簿の登録、訂正及びまつ消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

(家畜の取引業務の制限)

第十條 家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではならない。

(免許証の呈示)

第十一條 家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し、且つ、取引の相手方の要求

があるときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第十二條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條の規定に違反して、家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者

第十三條 第七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四條 第十一條の規定に違反した者は、三萬円以下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この

法律施行の日から六十日間、第十條の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

3 前項の者が同項の期間内に第三條の規定による免許を申請した場合において、これについて許可の決定があるまでの期間についても、また同様とする。

家畜商法案（小笠原八十美君外十五名提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕

○山村新治郎君 たいい議題となりました、農林委員会付託にかかる、小笠原八十美君外十五名提出、家畜商法案につきまして、審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

従来家畜商の取締りに関する法制としては、昭和十六年に施行された家畜取締規則がありましたが、新憲法の施行に伴い、昭和二十二年末以降失効し、その後の家畜商の取締りは、各都道府県により区々となり、不統一でありまして、廣汎な区域にわたる家畜商営業に多大の支障を生じ、家畜の傳染性疾患の予防、制圧の見地からも遺憾の点が多くありますので、この際家畜商の品性の向上をはかり、公正な家畜取引を実現するため、家畜商に一定の要件を具備せしめようとしたものであります。

その要旨の第一点は家畜商たる資格

要件でありまして、欠格要件に該当しない者はすべて都道府県知事の免許を受けることができることとしたこととあります。

第二点は家畜商の営業の取締りで、都道府県知事が免許の取消しまたは業務停止の処分をする際家畜商に聴聞し、それに対し家畜商が意見を述べ及び証拠を提出する機会を與えたこととあります。以上が本法律案の内容の概要であります。

本法律案は家畜取引の健全な発展に資することを目的としており、その制定はすこぶる時宜に適したものであります。昨日提案理由の説明を聴取いたしました、右の理由により、質疑討論は省略して、ただちに採決に付しましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原重正郎君）他に御発言もなければ、ただちに採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原重正郎君）御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（幣原重正郎君）日程第二、法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事小川原政信君。

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

第一條 供託法（明治三十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「供託局ニ於テ」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ法務総裁ノ指定スル出張所カ供託所トシテ」に改める。

第一條ノ二から第一條ノ四までを次のように改める。

第一條ノ二 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第一條ノ三 供託官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四 異議ノ申立ハ供託所ニ異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲ス

第一條ノ五中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「裁判所及ヒ抗告人」を「異議申立人」に、同條第二項中「書類ノ送付ヲ受ケタル日」を「異議申立書ノ提出アリタル日」に、「裁判所ニ返還」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付」に改める。

第一條ノ六を次のように改める。

第一條ノ六 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

第二條及び第四條中「供託局」を「供託所」に改める。

第二條 供託法中改正法律（大正十年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「供託局」を「供託所」に、「司法大臣」を「法務総裁」に改める。

第三條 漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條ノ十八中「司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十五條ノ二十三中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十八條中「第三百三十八條」の下に「第三百三十九條ノ二」を加える。

第四條 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第四十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に、「第二十六條」を「第二十四條」に改める。

第五條 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「司法事務局」を「法務局又ハ地方法務局」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

手数料の額は、物價の情況、戸籍の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第八條第二項中「監督司法事務局又ハ其の出張所」を「監督法務局若しくは地方法務局又ハ其の支局」に改める。

第二十四條第二項中「監督司法事務局を監督法務局又は地方法務局に改める。」

第四百四十二條及び第四百四十三條を削る。

第六條 司法書士法（大正八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局長」に改める。

第一條中「及檢察局」を「檢察廳、法務局及地方法務局」に改める。

第二條本文中「地方裁判所」を「法務局又ハ地方法務局」に改め、同條但書を削る。

第三條第二項を削る。

第十條中「司法書士ハ」の下に「故ナク」を加え、同條但書を削る。

第十一條第一項第二号中「五百圓」を「二萬五千圓」に改める。

第七條 社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「司法事務局又ハはその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所」に改める。

第八條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項中「司法事務局」を「法務局又ハ地方法務局」に改める。

第四百四十五條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第五百五十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第五百五十三條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第九條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十三條中「第三百三十八條ノ三、」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條の二、」を加える。

第十一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十二條 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十三條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一百十條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第二百二十條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二百二十一條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十四條 損害保険料率算出團體に関する法律（昭和二十三年法律第

百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第二十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十四條中「第三百三十八條、」の下に「第三百三十九條の二、」を加える。

第十五條 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十七條第二項中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第四十一條中「第十三條、」を削り、「乃至第五百五十四條第一項、第五百五十五條、第五百五十六條、第五百五十八條及第五百五十九條」を、第五百五十一條、第五百五十三條及第五百五十四條」に改める。

第十六條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所と

する」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ二、」を加える。

第十七條 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「司法事務局又ハはその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又ハはその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第七十六條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第七十七條中「非訟事件手続法」の下に「第三百三十九條ノ一」を加える。

第十八條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二百十七條及び第二百十八條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若しくは地方法務局又ハ其支局若しくは出張所ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二百二十五條第一項中「第四百

十一條を「第三百三十九條ノ二、第四百一十一條」に改める。

第三百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第三百三十九條の次に次の一條を加える。

第三百三十九條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第四百一十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

第四百一十三條を次のように改める。

第四百一十三條 登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第五百十條の三の次に次の二條を加える。

第五百十條ノ四 登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ委任ニ因リ代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第五百十條ノ五 登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ

第四百一十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第五百一十一條第一項後段及び第二項を削る。

第五百一十一條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第五百一十一條ノ三を次のように改める。

第五百一十一條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第五百一十一條ノ四中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下ズル裁判力確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下

シタルトキハ」に改める。

第五百一十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第五百一十六條の次に次の一條を加える。

第五百一十六條ノ二 第四百一十三條第一項及ヒ第五百十條ノ五第一項ノ手数料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五百一十七條中「第十三條、」を削り、「第二十二條」を「第二十二條第一項に、」及ヒ第五百一十九條を「第五百一十九條、第五百一十條、第五百一十一條、第五百一十三條及ヒ第五百一十四條」に改める。

第五百一十八條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第五百一十八條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ附スルコトヲ要ス但取締役

又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第五百一十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。

第五百一十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項中「第三項」を削る。

第五百一十一條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改める。

第五百一十二條を次のように改める。

第五百一十二條 削除

第五百一十七條第一項中「ノ全員」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第五百一十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。

第五百一十八條ノ三を次のように改める。

章 異議に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二 登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

官報号外

昭和二十四年五月二十五日

衆議院會議録第三十八号

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理に関する法律案

九四七

但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコトヲ得」の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ」を加え、同條第二項中「登記簿ノ謄本又ハ抄本」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ手数料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「又ハ豫審判事」を削り、同條に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團體」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ

指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戶籍吏」を「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄權屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ效力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記済證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴済證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間満了シタルトキハ遲滞ナク第七十二條第一

項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記済證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續夥多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記済證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續夥多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹貳參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

第二百二條ノ二 削除

第二百三條ノ三及ヒ第二百三條ノ四を削る。

第二百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第二百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條を「第三十五條第一項」に改める。

第二百四十一條中「戶籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第二百四十二條ノ二及ヒ第二百四十二條ノ三を削る。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ増減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二條ノ二を次のように改める。

第二百二條ノ二 削除

第二百三條ノ三及ヒ第二百三條ノ四を削る。

第二百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第二百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條を「第三十五條第一項」に改める。

第二百四十一條中「戶籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第二百四十二條ノ二及ヒ第二百四十二條ノ三を削る。

第二百四十九條ノ二第二項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第二百四十九條ノ三及ヒ第二百四十九條ノ四を次のように改める。

第二百四十九條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第二百四十九條ノ四 削除

第二百四十九條ノ五中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

「第五章 抗告」を「第五章 異議」に改める。

第二百五十條を次のように改める。

第二百五十條 登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條中「抗告」を「異議ノ申立」に、「抗告狀」を「異議申立書」に改める。

第二百五十二條を次のように改める。

第二百五十二條 削除

第二百五十三條中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第二百五十四條から第二百五十六條

第二百四十九條ノ二第二項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第二百四十九條ノ三及ヒ第二百四十九條ノ四を次のように改める。

第二百四十九條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第二百四十九條ノ四 削除

第二百四十九條ノ五中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

「第五章 抗告」を「第五章 異議」に改める。

第二百五十條を次のように改める。

第二百五十條 登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條中「抗告」を「異議ノ申立」に、「抗告狀」を「異議申立書」に改める。

第二百五十二條を次のように改める。

第二百五十二條 削除

第二百五十三條中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第二百五十四條から第二百五十六條

第二百五十四條から第二百五十六條

までを次のように改める。

第百五十四條 法務局又ハ地方方法

務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏に相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第百五十五條 法務局又ハ地方方法

務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第百五十六條 削除

第百五十七條中「抗告裁判所」及

び「裁判所」を「法務局又ハ地方方法務局ノ長」に改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條を次のように改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條

削除

第二十條 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第二十四條及ビ第二十六條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十一條 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十八條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十二條 沖繩關係事務整理に伴

う戸籍、恩給等の特別措置に關する

政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「福岡司法事務

局に勤務する法務廳事務官」を「福岡法務局に勤務する法務府事務官」に、同條第二項中「福岡司法事務局の出張所」を「福岡法務局の支局」に、同條第三項中「法務廳事務官」を「法務府事務官」に、同條第四項中「福岡司法事務局局長」を「福岡法務局長」に改める。

は、廢止する。

3 戰時民事特別法廢止法律（昭和二十年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十二條」を「第十九條」に改める。

4 この法律施行前にした行為に對する過料に關する規定の適用については、なお従前の例による。

5 従前の供託法第一條ノ三又は第一條ノ七第一項の規定によつてした抗告に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6 従前の不動産登記法若しくは非訟事件手続法の規定（他の法令で準用する場合を含む。）又は戰時民事特別法廢止法律の規定に基き登記に關してした申請その他の手續又は処分は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、改正後の相当規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした申請その他の手續又は処分とみなす。

7 従前の不動産登記法第五十條若しくは第百五十八條又は非訟事件手続法第五十一條第一項若しくは第百五十一條ノ三第二項の規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした抗告に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

8 従前の不動産登記法第三條ノ三の規定によつてした遺留財産の設定の登記及び従前の同法第百三條ノ四の規定によつてした旧王公家軌範（大正十五年皇令第十七号）による世襲財産の設定の登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職權でこれを抹消しなければなら

ない。

9 登記所がすべき公告は、當分の間官報でするものとする。但し、登記事項の公告は、當分の間しない。

10 商法第十二條の規定の適用については、登記の時に登記及び公告があつたものとみなす。

法務局及び地方方法務局設置に伴う關係法律の整理等に関する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月二十三日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

法務局及び地方方法務局設置に伴う關係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔小川原政信君登壇〕

○小川原政信君 法務局及び地方方法務局設置に伴う關係法律の整理等に関する法律案

は、法律案につきまして、内閣委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴ひまして、現在の司法事務局及び同出張所は法務局、地方方法務局、同支局及び出張所に改組せられることとなるのでありますが、不動産登記法、供託法等二十有余の現行法律中には、司法事務局またはその出張所の存在を前提とする各種の規定がありますので、本案はこれらの規定を整理することを主たる内容としておるのであります。しかして、これと同時に若干改正を要するものに改正を加え、かつ字句、條文の整理を行い、本年六月一日を期して施行せんとするものであります。すなわち、現在司法事務局またはその出張所が行うべきものとされてい

る事務は、すべて法務局もしくは地方法務局、またはその支局もしくは出張所においてつかさどることとされております。しかして同時に、登記事務、供託事務、戸籍事務等につきましてそれぞれ關係法律に所要の改正が加えられておるのであります。

本案は參議院の先議となつておりますが、同院におきましては、非訟事件手続法第百五十六條の二及び不動産登記法第二十一條第三項を修正して、手数料の額は物價の状況並びに登記簿の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮し、政令をもつてこれを

定めるともせられました。

かくて本案は、五月二十三日、本委員会に送付せられましたが、ただちに政府の説明を聞き、慎重審議の結果、討論を省略いたし、多数をもって参議院の修正通り修正議決すべきことに決しました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言もなければ、ただちに採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、通商産業省設置法の参議院回付案及び日程第四、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案の参議院回付案を一括して議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

通商産業省設置法案

昭和二十四年五月二十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)

第三十二條 資源廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。

石炭管理局

石炭生産局

鉱山局

鉱山保安局

電力局

石炭生産局に開発部を、電力局に電力開発部を置く。

附則

1 この法律は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年五月二十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)

(陸兵器等の処理に関する法律の改正)

第十六條 陸兵器等の処理に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十三號)の一部を次のように改正する。

第一條中「商工省」を「通商産業省」に改める。

(國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部に置かれる各部圖書館及びその職員に関する法律の改正)

第十七條 國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部に置かれる各部圖書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

外國人の財産取得に関する政令の改正

第十七條 外國人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一號)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中第五号を次のように改め、第七号を削り、第八号を第七号とする。

五 通商産業次官

(パイプ類臨時措置規則の改正)

第十八條 パイプ類臨時措置規則(昭和二十一年商工省令第四十九號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号及び第四條第一項中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改め、第二條、第三條第一項第三号、第四條第一項及び第五條第一項並びに様式第二号中「地方商工局長」を「通商産業局長」に改め、様式第二号中「地方商工局」を「通商産業局」に改める。

(アルコール専賣事業特別会計法等の改正)

第十九條 左に掲げる規定中「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

アルコール専賣事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九號)

第二條、第九條、第十三條及び第十五條第三項

不正保有物資等特別措置特別会計法(昭和二十三年法律第三十六號)

第二條、第三條第一項及び第六號

外國貿易特別会計法(昭和二十三年法律第二百三十三號)

貿易特別会計法(昭和二十四年法律第百一號)

第二條、第七條、第十一條及び第十八條第三項

金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二號)

第一條第二項、第二條、第三條第二項及び第四條第二項

絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び集荷に関する件(昭和二十一年商工省令第十七號)

第一條及び第三條

特許權の處分の制限等に関する件(昭和二十一年商工省令第二十號)

第一條、第二條第一項及び第三條化學肥料の緊急増産に関する件(昭和二十一年商工省令第二十六號)

第一條、第三條第一項及び第四條

(鉱業法等の改正)

第二十條 左に掲げる法律中「鉱山監督局長」を「通商産業局長」に改める。

鉱業法(明治三十八年法律第四十五號)

砂鉱法(明治四十二年法律第十三號)

(特許法等の改正)

第二十一條 左に掲げる法律中「特許局長官」を「特許廳長官」に、「特許法」を「特許廳法」に改める。

特許法(大正十年法律第九十六號)

實用新案法(大正十年法律第九十七號)

意匠法(大正十年法律第九十八號)

商標法(大正十年法律第九十九號)

(製鉄事業評價審査委員会官制等の廃止)

第二十二條 左の勅令は、廃止する。

製鉄事業評價審査委員会官制(昭和八年勅令第二百四十五號)

電力評價審査委員会官制(昭和十三年勅令第五百八十號)

臨時商工省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第六百六十五號)

(読書規定)

第二十三條 他の法令中「商工大臣」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第五 統計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第五、統計法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年五月二十二日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)

第六條の四 統計委員会に委員十五人を置き、うち一人を委員とする。

委員は、統計に關し學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣の申立により、内閣が命ずる。この場合においては、學識経験のある者のうちには文部教官及び關係各行政機關の統計主管部局の官吏が委員に命ぜられる場合においては、その数は、七人をこえることができない。

九五

文部省設置法

刑事訴訟法の一部を改正する法律
裁判所法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法
裁判所職員定員の定員に関する法律の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法
中小企業等協同組合法施行法
臨時徴収資源回収法
配炭公團法の一部を改正する法律
社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律

農地調整法の一部を改正する等の法律
土地改良法
農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
労働省設置法
賠償臨時設置法の一部を改正する法律

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律
國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律
一、昨二十三日國會において承認すること、その旨參議院に通知した。
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件
（一部不承認）
一、昨二十三日國會において承諾すること、その旨參議院に通知した。

昭和二十二年年度予備費使用總調書（承諾を求める件）
（一部不承諾）
昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
昭和二十三年年度一般會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
昭和二十三年度特別會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
一、昨二十三日本院は第五回國會の会期を五月二十四日から五月二十五日まで二日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

一、昨二十三日本院は、兩議院が日本國有鐵道監理委員會の委員に次の通り任命することに同意した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。
阿部 藤造君 佐々木義彦君
佐藤喜一郎君 初木 嘉郎君
鈴木 清秀君
一、昨二十三日本院は、國會は全國選舉管理委員會の委員に次の通り指名の議決した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。
工藤 鐵男君（渡邊鐵藏君補欠）
一、昨二十三日松平參議院議長から幣原議長宛、國會の会期を五月二十五日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十三日松平參議院議長から幣原議長宛、參議院は日本國有鐵道監理委員會の委員に次の通り任命することに同意した旨の通知書を受領した。
阿部 藤造君 佐々木義彦君
佐藤喜一郎君 初木 嘉郎君
鈴木 清秀君
一、昨二十三日兩議院の兩院法規委員長から議長宛の次の報告書を受領した。
兩院法規委員會報告書

一、昨二十三日特別委員會において、次の通り理事を補欠選任した。
政府支拂促進に關する特別委員會
理事 内藤 友明君（理事河口陽一君昨二十三日委員辭任につきその補欠）
一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。
家畜商法案（小笠原八十美君外十五名提出）
一、昨二十三日參議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案
一、昨二十三日予備審査のため參議院から送付された次の議案を受領した。
食糧増産確保基本法案
一、昨二十三日委員會に付託された議案は次の通りである。
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一七四号）（參議院送付）
家畜商法案（小笠原八十美君外十五名提出、衆法第二一〇号）
農林委員會 付託
一、昨二十三日予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員會に付託された。
食糧増産確保基本法案（補見義男君外十九名提出、參法第一〇号）
農林委員會 付託
一、昨二十三日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。
國會法の一部を改正する法律案
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案
一、昨二十三日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
大藏省設置法案

司法試験法案
地方自治廳設置法案
經濟安定本部設置法案
運輸省設置法案
農林省設置法案
特別調達廳設置法案
總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案
一、昨二十三日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
建設省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法案
大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
電氣通信省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
文部省設置法案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法
犯罪者予防更生法施行法案
裁判所職員定員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法案
中小企業等協同組合法施行法案
臨時徴収資源回収法案
配炭公團法の一部を改正する法律案
社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求めるの件
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件
（一部不承認）

農地調整法の一部を改正する等の法律案
土地改良法案
農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
厚生省設置法案
厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
労働省設置法案
賠償臨時設置法の一部を改正する法律案
海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案
國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案
昭和二十二年年度予備費使用總調書（承諾を求める件）
（一部不承諾）
昭和二十二年年度特別會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
昭和二十三年年度一般會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書（承諾を求める件）
一、昨二十三日提出した緊急質問は、次の通りである。
講和條約の駐兵その他吉田首相の発言に關する緊急質問（並木芳雄君提出）
一、昨二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
農地買収に關する再質問主意書（河口陽一君提出）